



	場所	笠縫
	期間	3月14日まで

	場所	西竹田
	期間	3月14日まで

町では、快適な住環境を整備するため、下水道工事の推進に取り組んでいます。このたび工事を行う区間と予定期間は次のとおりです。

	場所	満田
	期間	3月14日まで

(マンホールボックス設置工事)

	場所	法貴寺
	期間	3月14日まで

工事期間中は、付近住民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

快適な住環境のために 下水道工事にご協力を

下水道課 下水道整備係 ☎ 34・2076

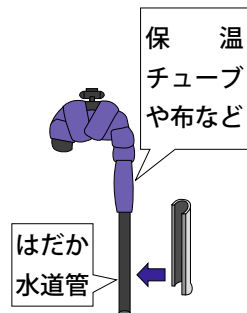
凍結防止をしましょう 水道管の凍結にご用心

業務課 ☎ 32・2516

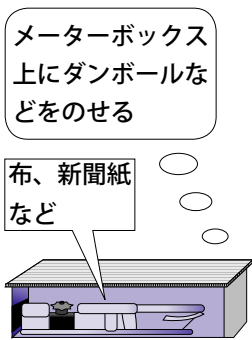
寒くなると水道管の水が凍って出なくなったり、水道管が破裂したりする事故が起こることがあります。そこで、凍結防止の方法を紹介します。

屋外の露出管

保温チューブや布きれを巻いてその上からビニールなどで防水してください。ホームセンターなどで売っています。



メーターボックス
布や新聞紙を詰めたり、メーターボックスの上にダンボールをのせたりして保温してください。

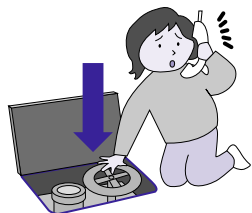


凍結したら、ぬるま湯を

水道管にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくりとかけて溶かします。その場合、熱い湯を急にかけると、水道管が破裂することがあります。ご注意ください。



破損したら元栓（バルブ）を閉める
メーターボックス内の元栓（バルブ）を閉めるか布やテープでしっかりと巻き応急処置を行い、最寄りの町指定給水工事に修理を依頼してください。（有料）





人間ドック・脳ドックの費用助成額
(年度にそれぞれ1回のみ)

種別	助成額
人間ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…20,000円
脳ドック	受診料の7割の額(100円未満切り捨て) 上限…21,000円

※オプションで検査した項目は、助成の対象外です。

40〜74歳の国民健康保険に加入している皆さんへ
人間ドック・脳ドックの費用の一部を助成します

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34・2097

町国民健康保険では、人間ドックや脳ドックを受診する場合に、その費用の一部を助成しています。

これは、被保険者の生活習慣病などの早期発見・早期治療のための医学チェックを行うことで、健康状態を継続的に把握するとともに、健康を保持増進することを目的としているものです。

助成を受けることができる人

人間ドック

①〜⑥の要件を満たす人

脳ドック

①〜③の要件を満たす人

① 40歳以上75歳未満の国保被保険者(75歳になる人は、誕生日の前日まで)

② 申請日時時点で、過去1年間引き続き被保険者の資格があること

③ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること

④ 受診する年度に特定健康診査を受診していないこと

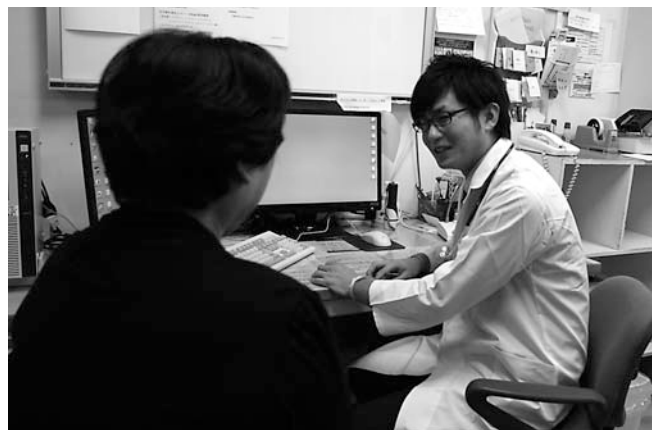
⑤ 人間ドックの検査結果を特定健康診査・保健指導に利用することに同意し提出すること

⑥ 特定保健指導の対象となった場合は、当該指導を受けること

申請方法

受診前に、住民保険課国保医療・年金係へ助成金交付申請にお越しください。

※ドック受診後の申請は受付できません。



ですので、ご注意ください。

申請に必要なもの

被保険者証、印鑑

※平成25年4月1日以降に申請した人で人間ドック・脳ドックを受診し、住民保険課国保医療・年金係へ請求に来ていない人は3月31日(月)までにお越しください。

国保税の納付確認書

必要な人にお渡しします

住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

確定申告などのために国保税の納付済み額を知りたい場合、住民保険課国保医療・年金係で、平成25年1月から12月に納付した額を記載した「国民健康保険税納付額の納付確認書」をお渡しすることができます。

手続きに必要なもの

被保険者証・運転免許証など本人確認できるもの

●確定申告などの社会保険料控除には、国保税の納付証明書を添付する義務はありません。この納付確認書も納付を証明するものではありません。

●平成25年12月下旬に納付し、平成26年1月上旬に納付確認書を受け取りに来る場合、12月下旬の納付が確認できていないことがあります。該当する人は、12月下旬に納付した領収書(口座振替の場合は引き落としが記載された通帳)もお持ちください。お持ちにならないと、その納付分額を納付確認書に含められないので、ご注意ください。